

檜原クレジットの
カーボン・オフセット利用の認定モデルに関する
実施規程
(檜原クレジット・カーボン・オフセット
認定モデル実施規程)

Ver. 1.1

平成 25 年 9 月 2 日

平成 25 年 11 月 5 日改訂

檜原村木質バイオマス推進協議会

目次

1	総則	2
1.1	目的	2
1.2	用語の定義	2
2	カーボン・オフセットの申請要件	2
2.1	手続きの流れ	2
2.2	カーボン・オフセットの申請要件	3
2.2.1	平成24年4月1日以降に実施されたものであること	3
2.2.2	申請要領に基づいていること	3
2.2.3	クレジット売却収入の利用用途	4
2.2.4	カーボン・オフセットの取り組みの実施期間	4
2.2.5	オフセット主体が排出削減の必要性を認識する取り組みであること	4
2.3	役割と責任	4
2.4	データ管理	4
2.5	環境価値のダブルカウントの禁止	5
3	カーボン・オフセット実施計画書の申請	5
3.1	カーボン・オフセット実施計画書の申請要件	5
3.1.1	オフセット量の計算方法	5
3.1.2	オフセット対象のクレジット情報	6
3.1.3	クレジット売却収入の利用用途	6
3.2	カーボン・オフセット実施計画書の申請	6
3.3	カーボン・オフセット実施計画書の公開	6
4	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書の申請	7
4.1	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書の作成	7
4.1.1	オフセット対象のクレジット情報	7
4.1.2	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの管理方法	7
4.2	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書の申請	7
4.3	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書の公開	7
4.4	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの使用	8
5	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの使用	8
5.1	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル使用報告書の提出	8
5.2	認定取得者の不正使用等に伴う措置	8
5.3	認定の取り消し	8
6	附則	8

1 総則

1.1 目的

檜原村における木質バイオマス利用促進のための排出削減・吸収量認定モデル（檜原クレジット認定モデル）のクレジットのカーボン・オフセット利用の認定に関する実施規程（以下「実施規程」という。）は、檜原村の木質バイオマス資源を有効活用し、温室効果ガスの排出削減・吸収することで認定されたクレジット（以下、「檜原クレジット」という）を利用して、カーボン・オフセットの取り組みを行い、その取り組みを認定する要件及び手続きの流れに基づき、取り組みの申請要件及び具体的な手続きについて定めるものである。




1.2 用語の定義

用語	定義
カーボン・オフセット	市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に温室効果ガスを削減する努力を行うものの、日常活動上、削減困難な温室効果ガス排出量について、他の場所で実施された温室効果ガス削減プロジェクトに資金提供するなどして、認定されたCO ₂ 削減量（檜原クレジット）を取得し、それを自己の全部または一部の排出量と埋め合わせることで、自己の排出量を実質的に削減する取り組み。
カーボン・オフセット認定	一定の水準を満たすカーボン・オフセットの取り組みを認定し、それを証するロゴマーク等を付与すること。
カーボン・オフセット量	認定されたCO ₂ 削減量（檜原クレジット）と埋め合わせる、市民・企業等の温室効果ガス排出量。

2 カーボン・オフセットの申請要件

2.1 手続きの流れ

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルにおける手続きの概要は以下のとおり。

	プロジェクト実施者	檜原村協議会
(1)カーボン・オフセット実施計画の確認	①カーボン・オフセット実施計画書作成 	②計画認定
(2)カーボン・オフセット認定ラベル付与申請の確認	③カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書作成 	
(3)カーボン・オフセット認定ラベルの付与	⑤カーボン・オフセット認定ラベル付商品等の販売 	④カーボン・オフセット認定ラベル付与

2.2 カーボン・オフセットの申請要件

プロジェクトを申請する場合には、ガイドライン第3章3.2に規定する以下の要件を満たさなければならない。

- ① 平成24年4月1日以降に実施されたものであること
- ② 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルとして公開された申請要領に基づいていること
- ③ クレジット売却収入は檜原村のバイオマス資源の利用を促進するためのものであること
- ④ クレジット売却収入の利用用途を明らかにし、活用結果を報告すること
- ⑤ カーボン・オフセットの取り組みの実施期間を定めること
- ⑥ オフセット主体が排出削減の必要性を認識する取り組みであること
- ⑦ その他檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルの定める事項に合致していること

2.2.1 平成24年4月1日以降に実施されたものであること

カーボン・オフセットの取り組みは、平成24年4月1日以降に実施されたものであり、それ以前に開始された取組は対象外とする。

2.2.2 申請要領に基づいていること

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルの対象となるプロジェクトは、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルとして公開された申請要領に基づいて実施されるものでなければならない。

2.2.3 クレジット売却収入の利用用途

カーボン・オフセットの取り組みによる檜原クレジットの売却収入は、檜原村のバイオマス資源の利用を促進するために充当しなければならない。

【売却収入の利用例】

- ① 燃料源としてバイオマスの利用量を増やす。
- ② バイオマスの製造設備や利用設備を整備する。

2.2.4 カーボン・オフセットの取り組みの実施期間

申請者は、認定を取得した日から1年以内の任意の日から1年以内の期間で、カーボン・オフセットの実施期間を設定しなければならない。

2.2.5 オフセット主体が排出削減の必要性を認識する取り組みであること

カーボン・オフセットの取り組みを実施する主体が、温室効果ガスの排出削減の必要性を認識する取り組みでなければならない。

【実施主体が排出削減の必要性を認識する例】

- ① 実施主体がカーボン・オフセットの取り組みと併せて、自己の温室効果ガス排出量を削減する取り組みを実施する。
- ② カーボン・オフセット対象の商品等にオフセット量を明示する。
- ③ カーボン・オフセット対象の商品等で地球温暖化対策の必要性を説明する。

2.3 役割と責任

申請者は、カーボン・オフセット実施計画書の作成、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの管理を行い、カーボン・オフセット実施計画書の記載内容について責任を負う。

2.4 データ管理

申請者は、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの利用状況を管理しなければならない。また、そのデータについては、認定対象期間終了後2年間保存しなければならない。

2.5 環境価値のダブルカウントの禁止

申請者は、認定されたCO₂削減量（檜原クレジット）を重複利用してはならない。

3 カーボン・オフセット実施計画書の申請

3.1 カーボン・オフセット実施計画書の申請要件

プロジェクト実施者は、所定の様式を用い、申請要領に記載された方法に従ってカーボン・オフセット実施計画書を作成しなければならない。

カーボン・オフセット実施計画書においては、オフセット量の計算方法、オフセット対象のクレジット情報について明確にすることが重要である。

3.1.1 オフセット量の計算方法

申請者は、以下の手順に従い、カーボン・オフセットを行う温室効果ガス排出量を算定しなければならない。

- ① オフセット量の算定対象範囲の設定
申請者の活動に伴う温室効果ガス排出量のうち、オフセットの対象とする全部又は一部の排出量を設定する。
- ② 温室効果ガス排出量の算定
温室効果ガス排出量の算定は以下の原則に基づいて実施する。
 - A) 適切性
適切に算定対象範囲が設定されていること
 - B) 完全性
算定対象範囲の温室効果ガス排出量が網羅されていること
 - C) 一貫性
算定対象範囲やその温室効果ガス排出量のデータに一貫性があること
 - D) 正確性
温室効果ガス排出量が、可能な限り正確に計算されていること。
 - E) 透明性
温室効果ガス排出量の排出量のデータは、根拠を明示し、第三者の公表データを用いるなど恣意性の低いデータを用いること
 - F) 保守性

温室効果ガス排出量の排出量を過小に評価することがないようにすること。十分な正確性や透明性を確保できない場合には、温室効果ガスが過小になるデータを採用すること。

3.1.2 オフセット対象のクレジット情報

申請者は、オフセット対象の檜原クレジットについて、以下の情報を明らかにしなければならない。

- ① プロジェクトが実施された施設名
- ② プロジェクトの内容
- ③ オフセット量

3.1.3 クレジット売却収入の利用用途

申請者は、檜原クレジットの売却収入の利用用途を明らかにしなければならない。

【売却収入の利用例】

- ① 燃料源としてバイオマスの利用量を増やす
- ② バイオマスの製造設備や利用設備を整備する

3.2 カーボン・オフセット実施計画書の申請

申請者は、檜原クレジット・カーボン・オフセットの認定の申請を行う際には、カーボン・オフセット実施計画書を運営管理者に提出する。

3.3 カーボン・オフセット実施計画書の公開

申請者は、カーボン・オフセット実施計画書が公開されることについて、事前に了承しなければならない。公開される事項は以下のとおりである。

- ① カーボン・オフセットの主体者
- ② カーボン・オフセットの内容
- ③ オフセット量の計算方法
- ④ オフセット量を計算するための根拠データ
- ⑤ オフセット対象の檜原クレジットの情報
- ⑥ 檜原クレジットの売却収入の利用用途

4 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書の申請

4.1 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書の作成

プロジェクト実施者は、所定の様式を用い、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書を作成しなければならない。

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書においては、オフセット対象のクレジット情報、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの管理方法について明確にすることが重要である。

4.1.1 オフセット対象のクレジット情報

申請者は、オフセット対象の檜原クレジットについて、以下の情報を明らかにしなければならない。

- ① プロジェクトが実施された施設名
- ② プロジェクトの内容
- ③ オフセット量
- ④ オフセット対象のクレジットの識別番号

4.1.2 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの管理方法

申請者は、カーボン・オフセット認定ラベルの管理方法について、以下の情報を明らかにしなければならない。

- ① 認定ラベルの使用・管理方法
- ② 認定ラベルの使用量（枚数など）
- ③ 認定ラベル1つあたりのオフセット量
- ④ 認定ラベルの使用期間

4.2 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書の申請

申請者は、檜原クレジット・カーボン・オフセットの認定ラベルの使用する際には、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書を運営管理者に提出する。

4.3 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書の公開

申請者は、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書が公開される

ことについて、事前に了承しなければならない。公開される事項は以下のとおりである。

- ① オフセット対象の檜原クレジットの情報
- ② 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの管理方法

4.4 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの使用

申請者は、運営管理者から認定ラベルの電子媒体を受け取る。

5 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの使用

5.1 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル使用報告書の提出

申請者は、所定の様式を用い、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの使用期間満了後に、速やかに、認定ラベルの使用報告書を運営管理者に提出する。

5.2 認定取得者の不正使用等に伴う措置

運営管理者は、認定取得者による檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル等の不正利用が発覚した場合には、認定の一時停止又は取消し処分を行うことができる。

5.3 認定の取り消し

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定後に取り組み内容を取り消す場合は、申請者は、実施規程に従って、カーボン・オフセット実施計画書の変更届を運営管理者に提出する。取消し申請が受理された日以降は、カーボン・オフセットの取り組みを行うことができない。

6 附則

本文書は平成 25 年 9 月 2 日から施行する。

改定履歴

Version	制定/改定日	有効期限	内容
1.0	平成 25 年 9 月 2 日	平成 27 年 3 月 31 日	新規制定
1.1	平成 25 年 11 月 5 日	平成 27 年 3 月 31 日	無効化プロセスの削除